

平成21年（行コ）第213号

八ッ場ダム公金支出差止等（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子ほか37名

被控訴人 東京都水道局長ほか4名

証人尋問申請書（治水その2）

平成24年6月6日

東京高等裁判所 民事第5部御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明 代

同 大 川 隆 司 代

同 羽 倉 佐 知 子 代

同 只 野 靖 代

同 土 橋 実 代

同 西 島 和 代

同 谷 合 周 三

同（復） 島 昭 宏 代

ほか28名

## 第1 証人の表示

住 所 〒950-2264 新潟県新潟市西区みずき野4-7-15

氏 名 大 熊 孝

(主尋問2時間)

## 第2 立証事項

- (1) 昭和55年に策定された利根川水系工事実施基本方針や、平成18年2月に策定された利根川水系河川整備基本本方針における利根川の基本高水のピーク流量毎秒2万2000 $\text{m}^3$ という値は、カスリーン台風洪水での基準点八斗島地点毎秒1万7000 $\text{m}^3$ とされる実績流量に加え、同地点上流域ではピーク流量の換算で毎秒5000 $\text{m}^3$ に当たる大氾濫があったことが前提として算定された計算流量である。
- (2) 国土交通省は、これまでの整備計画等における策定経緯の中で、「上流部には相当の氾濫があった」としながらも、公式には氾濫流量は説明してこなかった。しかし、大氾濫がなければ「八斗島地点毎秒2万2000 $\text{m}^3$ 」の計算は成り立たない関係にあるところから、国土交通省は、日本学術会議への基本高水の検証依頼に際しては、同台風洪水時、上流域には3900万～7000万 $\text{m}^3$ の大氾濫があったとする氾濫計算報告書(甲B第158号証)を提出した。しかし、日本学術会議の「回答」(甲B第147号証)では、これへの評価は何の言及もされなかった。これは、国土交通省の報告が評価に耐え難い作品であったことを示すものと言うことになる。
- (3) 大熊孝新潟大学名誉教授は、カスリーン台風洪水の八斗島到達流量は毎秒1万5000 $\text{m}^3$ 台であるとし、上流での氾濫量は大目に見てせいぜい1000万 $\text{m}^3$ にとどまるとしている(甲B第161号証の1 大熊意見書5頁)。
- (4) 大熊教授は、氾濫計算報告書(甲B第158号証)の評価を行うについて、

新たな現地調査も加えて、洪水は高崎市の台地や上信鉄道の西側の丘陵にまで上ることはないと言われ、意見書で厳しく批判された。一方、学術会議は、その後、「データがない中では議論は不可能」（甲B第162号証15頁「論点11」、甲B第163号証議事録23頁）と、同報告書に対する評価を行ったが、氾濫の事実そのものを否定したのか、判断のあいまい差が残る。この氾濫問題は「八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>」の根底にある問題であり、カスリーン台風時の状況を最もよく知り、国交省の氾濫計算報告書を詳細に点検された、学術会議にも利根川の研究者として招請された大熊教授の証言によって決着を図ることが最善である。

(5) また、国土交通省のいう「氾濫」と日本学術会議のいう「河道域の拡大と河道貯留」の効果とは、どのように異なるのか。そして、洪水の実証的な究明による流量と計算流量とが大きく異なった場合に、この乖離を埋めるにはどのような方策を採るべきなのか。これを学術会議は尽くしたと言えるか。これらについても所見を求めたいと考えている。

### 第3 尋問事項書

追って提出する。

以 上